

運行の目的	運行の目的が臨時運行許可制度の趣旨に合致し、かつ真実性を有すると認められるかどうかを運行の経路及び運行の期間等と合せて審査	
	認可	不認可
	検査をうけることを前提とする回送	
1. 車検整備のための回送	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備、修理、架装、改造、</li> <li>購入した自動車の引き取</li> <li>輸入自動車の通関手続き</li> </ul>	車検整備のため保管場所から整備工場へ回送する場合 ・整備事業者が自己の整備に係る自動車を試運転する場合 ・無登録自動車を工場から他の工場に回送する場合 ・検査、登録を前提としないで修理するために整備工場を変更する場合
	検査登録等のために行う回送	
2. 登録のための回送	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規検査</li> <li>継続（分解整備）検査</li> <li>予備検査</li> <li>再封印</li> <li>登録番号標再交付</li> </ul>	未登録自動車の検査を受ける場合 目的地は運輸支局等 車検の有効期間満了後に検査を受ける場合 目的地は運輸支局等 使用者が未定で登録はしないが検査だけ受ける場合 目的地は運輸支局等との往復 自動車登録番号標の封印を紛失し再交付を受ける場合 目的地は運輸支局等 自動車登録番号標が紛失、盗難、毀損、識別困難となり新たに交付を受ける場合 目的地は運輸支局等
	自動車の販売を業とする者が行う回送	
3. 販売のための回送	<ul style="list-style-type: none"> <li>商品自動車仕入れ</li> <li>販売した自動車の納車</li> <li>下取車の引取り</li> <li>商品自動車の展示</li> <li>商品自動車の整備等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>商品自動車の販売に係る回送は、その他特に必要がある場合と認められる、また車検切れ自動車を譲渡する場合の目的は販売と認められる。</li> <li>販売、譲渡相手が定まっていない場合でも、販売にあたり車検登録を目的とする運行に対しては許可できる。</li> <li>中古自動車販売業者が自己の整備車両を特定の相手に販売する場合は許可できる。</li> </ul> 不特定多数（販売相手が定まっていない状態）を対象として販売を行う場合（営業目的）には許可はできない
	自動車の製作者等が試験するための運行等、特に必要がある場合は詳細に記入	
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>試運転</li> <li>試運転に伴う回送</li> <li>自動車の輸出に伴う回送</li> <li>その他特に必要がある場合</li> </ul>	自動車の製作過程におけるデータごとの性能及び耐久性が備わっているかを試験するための運行 試運転を行うテストコース等への回送 商品自動車の販売、引渡しをする以前に、性能及び整備状況（乗り心地）を確認するための走行は試運転には当たらない